

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町地域  
循環型社会形成推進地域計画

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町  
彦根愛知犬上広域行政組合

平成 22 年 8 月 23 日

平成 26 年 12 月 1 日（変更）

平成 28 年 12 月 1 日（変更）

## 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	7
4	計画のフォローアップと事後評価	14

別添 1～5

様式 1～3

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

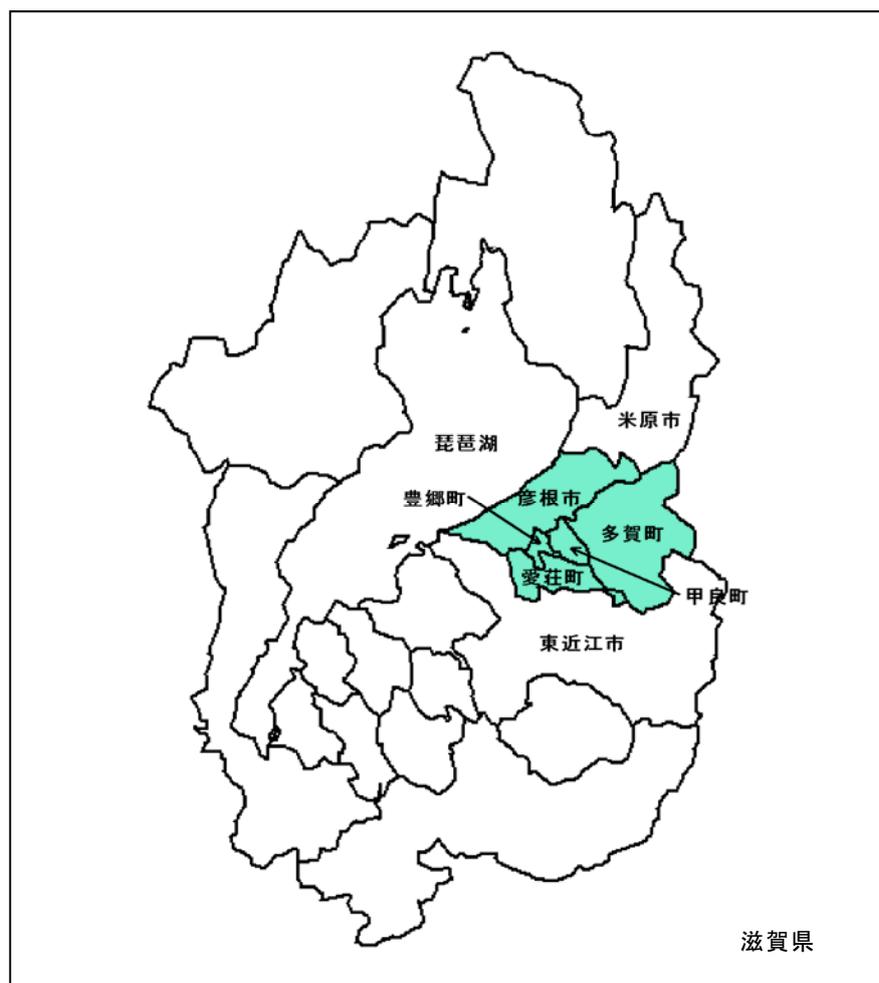
構成市町名	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町		
面積	293.42km <sup>2</sup>		
人口	155,778人	(平成20年10月1日現在)	
	156,549人	(平成26年12月1日現在)	
	156,434人	(平成28年12月1日現在)	

(内 訳)

市町村名	彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	計	
面積 km <sup>2</sup>	98.28	37.95	7.80	13.62	135.77	293.42	
人口 (人)	111,710	20,489	7,351	8,016	8,212	155,778	
人口 (人)	112,726	21,246	7,354	7,510	7,713	156,549	(H26.12.1現在)
人口 (人)	112,899	21,279	7,384	7,265	7,607	156,434	(H28.12.1現在)

※面積には彦根市公有水面(琵琶湖:98.69km<sup>2</sup>)は含まない。

図1 対象地域図



参考1: 別添1に關係施設の位置図を添付。

## (2) 計画期間

本計画は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直す。

## (3) 基本的な方向

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の 1 市 4 町（以下、本地域という。）は、滋賀県の東部に位置し、JR 東海道本線（琵琶湖線）、JR 東海道新幹線、名神高速道路、国道 8 号線の交通主要幹線が通っている。

本地域におけるごみ処理は、次のとおりである。彦根市での中間処理は彦根市清掃センター、最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センターおよび彦根愛知犬上広域行政組合（中山投棄場）で処理、処分を行っている。愛荘町での可燃ごみは、湖東広域衛生管理組合（リバースセンター）、資源ごみ、最終処分は愛知郡広域行政組合で処理、処分を行っている。豊郷町、甲良町、多賀町での可燃ごみは、湖東広域衛生管理組合（リバースセンター）、資源ごみは民間業者、最終処分は彦根愛知犬上広域行政組合（中山投棄場）で処理、処分を行っている。

本地域は、平成 18 年度に一般廃棄物処理基本計画を作成した。同計画の「いまよりも少しだけ努力して できることをキチンとやる」を基本理念として、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化、資源循環、適正処理を進めている。建設用地については新たな用地を求め、リサイクルセンターおよび熱エネルギー回収施設の整備を計画している。

生活排水による琵琶湖の水質悪化は、昭和 55 年(1980 年)の「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の施行後若干改善されたものの、下水道等の整備が進んできている今日においても琵琶湖の水質が横ばいとなっていることから、下水道認可区域外における合併処理浄化槽の整備を進める。

## (4) 広域化の検討状況

湖東地域におけるごみ処理の広域化は、平成 11 年 3 月に策定された滋賀県一般廃棄物処理広域化計画に基づき、当初は彦根市、湖東町、愛東町、愛知川町、秦荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の 1 市 7 町により、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会を組織し進めてきた。しかしながら、この促進協議会の枠組みも、平成 17 年 2 月に湖東町と愛東町が他市町と合併し、東近江市となったことから 2 市 5 町となり、その後、平成 18 年 2 月には愛知川町と秦荘町が合併し、愛荘町となったことから 2 市 4 町へと変遷してきているところである。平成 20 年 3 月には、東近江市の退会があり、現在の 1 市 4 町の枠組みとなっている。平成 22 年 3 月には、1 市 4 町の新しいごみ処理施設建設事務を彦根愛知犬上広域行政組合へ移管し事業主体の確立を行い、新しいごみ処理施設とリサイクル施設の建設を進めるとともに、1 市 4 町によるごみ分別区分の統一を目指している。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 20 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 54,998 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 11,531 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（排出量＋集団回収量））は約 21%となっている。

中間処理による減量化量は 34,008 トンとなっており、集団回収を除いた排出量の概ね 7 割が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の約 19%にあたる 9,459 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量の内訳は、資源ごみ 4,568 トン、粗大ごみ 3,291 トン、焼却ごみ 39,793 トンである。

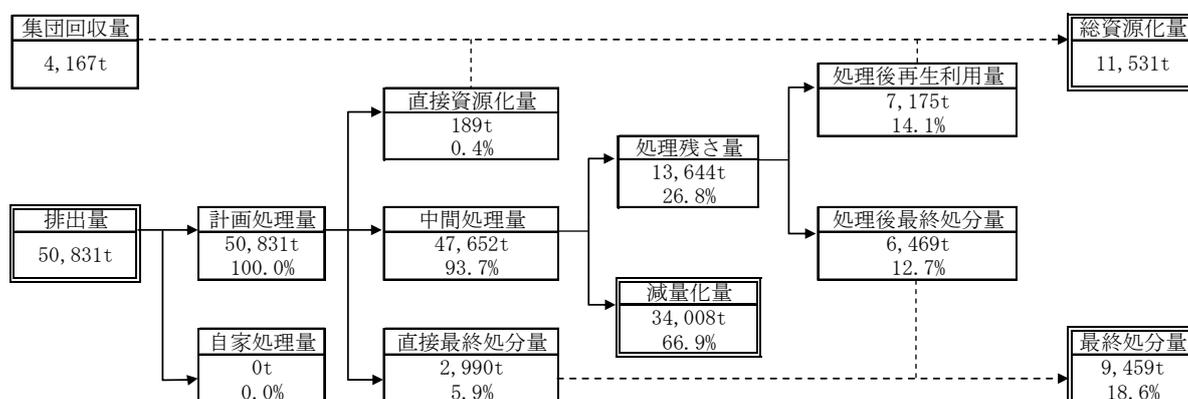


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 20 年度）

## (2) 生活排水の処理の現状

平成 20 年度の生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。  
生活排水処理対象人口は、全体で 155,784 人であり、水洗化人口は 128,517 人、汚水衛生処理率 82.5%となっている。

し尿発生量は 17,114k1/年、浄化槽汚泥発生量は 24,867k1/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は 41,981k1/年となっている。

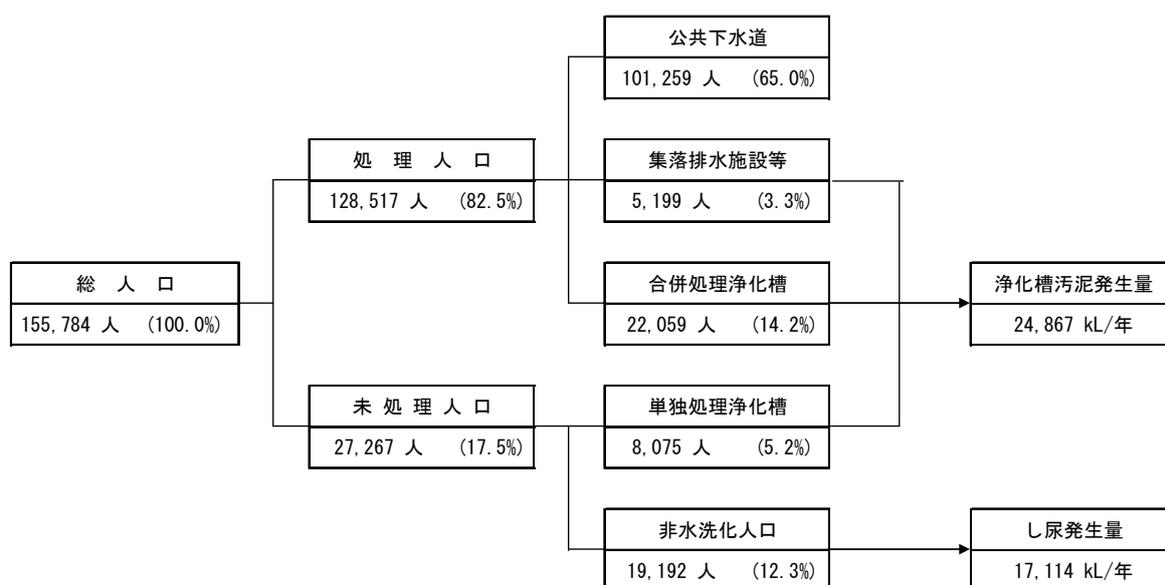


図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 20 年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化・再生利用に関する目標量を表1に示すとおり定め、それぞれの施策を推進する。

平成30年度の一般廃棄物の排出、処理状況については、図4に示した目標量の達成を目指す。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状 (割合 <sup>※1</sup> )		目標 (割合 <sup>※1</sup> )	
		(平成20年度)		(平成30年度)	
排 出 量	事業系	総排出量	16,518 トン	15,757 トン	(-4.6%)
		1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.3 トン/事業所	2.2 トン/事業所	(-4.3%)
	家庭系	総排出量	34,313 トン	34,547 トン	(0.7%)
		1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	208 kg/人	186 kg/人	(-10.6%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	50,831 トン	50,304 トン	(-1.0%)	
再 生 利 用 量	直接資源化量	189 トン	(0.4%)	47 トン	(0.1%)
	総資源化量	11,531 トン	(21.0%)	11,793 トン	(21.2%)
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量)	—		9,000 MWh	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	34,008 トン	(66.9%)	38,191 トン	(75.9%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	9,459 トン	(18.6%)	5,609 トン	(11.2%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団資源回収量を除く) [単位：トン]

再生利用量：集団回収、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

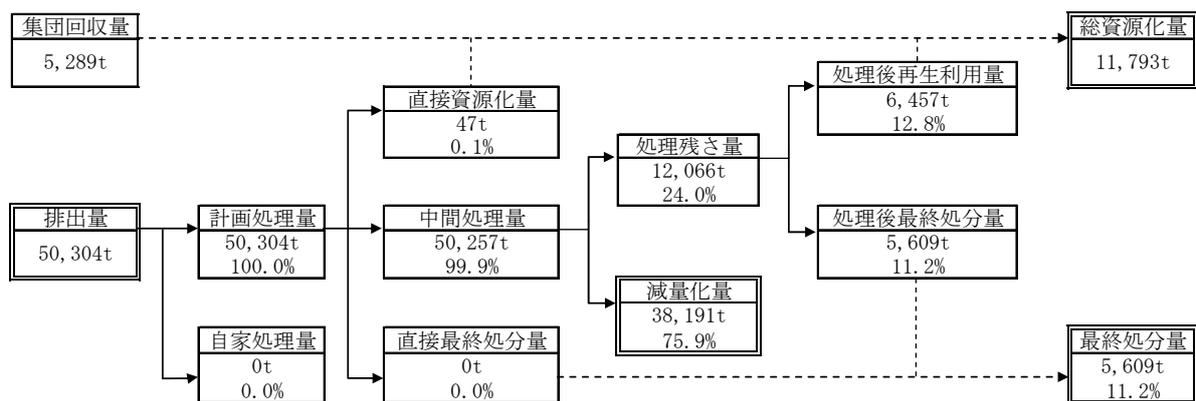


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成30年度)

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に示した目標量の達成を目指す。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成20年度実績	平成30年度目標
処理形態別人口	公共下水道	101,259 人 (65.0%)	118,874 人 (73.8%)
	農業集落排水施設	5,199 人 (3.3%)	5,186 人 (3.2%)
	合併処理浄化槽等	22,059 人 (14.2%)	14,754 人 (9.2%)
	未処理人口	27,267 人 (17.5%)	22,170 人 (13.8%)
合計		155,784 人 (100.0%)	160,984 人 (100.0%)

し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	17,114 kL	13,915 kL
	浄化槽汚泥量	21,502 kL	14,381 kL
	農業集落排水汚泥量	3,365 kL	3,357 kL
	合計	41,981 kL	31,653 kL

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

減量目標を達成するために、以下に示す対策をもとに実情に即した対応を図っていく。

##### ア ごみ処理費用の有料化（施策番号 1 1）

現在、事業系一般廃棄物については、従量制により課金し、処理料金を徴収している。今後も、事業系一般廃棄物の適正な処理を進めるため、随時、ごみ処理手数料の見直しを行う。

家庭系一般廃棄物については、すでに 1 市 4 町では指定ごみ袋の有料化を実施している。4 町では指定ごみ袋の料金に、処理費用の一部を上乗せして販売しており、ごみ処理費用の有料化を行っている。しかし彦根市においては、ごみ袋の料金に処理費用は含まれていないため、今後住民に対してごみ処理費用の負担の公平化と廃棄物の減量化、リサイクル推進のためのインセンティブ（動機付け）を行い、廃棄物の排出量の抑制を図るための手段として、ごみ処理施設の建設に併せて、ごみ処理費用の有料化を検討していく。

##### イ 買い物袋持参運動の推進（施策番号 1 2）

買い物袋持参率向上に向けて、1 市 4 町全域で住民、事業者、大規模小売店舗等との関係によりキャンペーン等を実施する。

##### ウ 過剰包装抑制の推進（施策番号 1 3）

過剰包装の抑制は、商品の製造、卸段階の問題も抱えているため、業界等への要望を行うとともに、店舗における取組が進むよう啓発等の強化を図る。

##### エ 環境教育、普及啓発の充実（施策番号 1 4）

ごみ処理施設では、施設見学の開催、ごみ減量、リサイクル等のイベント開催を行っていることと、小学生等に対しキッズ I S O をはじめとする環境教育、出前講座を実施しており、今後も地域に根ざした環境教育、普及啓発を展開する。

また、広報紙、ホームページ等で家庭および事業所でできるごみの減量、リサイクル、正しい分別等の情報掲載などの啓発を充実し、ごみの減量を図るとともに、リサイクル率の向上や、資源ごみ中の異物混入の低減を図る。

##### オ 生ごみの減量化（施策番号 1 5）

家庭から発生する生ごみの減量のために、バイオ菌を利用し堆肥化する簡易生ごみ処理方法の普及拡大を図るとともに、生ごみ処理器の購入に対する助成制度の普及拡大を継続して行う。

#### カ 廃食用油回収の促進（施策番号 16）

家庭から発生する廃食用油については、BDF化による再生利用のために、甲良町を除く1市3町で拠点での回収を行っている。そのうち、彦根市と多賀町では精製されたBDFを一部の公用車に使用している。

#### キ 集団回収の促進（施策番号 17）

集団回収活動の助成制度の普及および充実を図る。

#### ク グリーン購入の促進（施策番号 18）

構成市町で行っているグリーン購入をさらに徹底するとともに、住民や事業者に対しグリーン購入促進の普及啓発に努める。

#### ケ 多量排出事業者への減量指導（施策番号 19）

一定規模以上（1,000m<sup>2</sup>以上の店舗面積）の事業所、または多量（排出量が5t/月を超える）に排出する事業所に対して、ごみの減量化、再使用の推進に対する指導を行う。

また、平成24年度から事業系廃棄物減量計画の提出、実践を求めていく。

#### コ 生活排水対策（施策番号 20）

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 廃油ポット、三角コーナネット、ふき取り紙等の普及
- ・ 公共下水道の整備および水洗化の促進
- ・ 下水道および農業集落排水整備計画外地域に係る合併処理浄化槽の整備
- ・ 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）の合併処理浄化槽への転換指導

### （2）処理体制

#### ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法については、表3のとおりである。

可燃ごみについては、彦根市は焼却施設で焼却処理し、処理残さを大阪湾臨海整備センターで埋立処分している。一方、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町は、RDF化処理施設で固形燃料化している。不燃ごみについては、彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町は彦根愛知犬上広域行政組合の最終処分場で、愛荘町は愛知郡広域行政組合でそれぞれ埋立処分している。

今後は、広域化処理施設建設に合わせて一般廃棄物の分別区分を統一するとともに、

以下の施策に取り組む。

紙類、衣類等の行政回収については、構成市町のうち彦根市、愛荘町、豊郷町で実施しているが、これを組合圏域全体に拡大するとともに、収集頻度、収集品目の拡充を進める。それにより、可燃ごみ中の再生利用可能な紙類、衣類等を資源化し、焼却ごみ量の減量を目指す。

容器包装プラスチックの資源化については、現在彦根市で実施している容器包装プラスチックの分別収集、資源化处理を組合圏域全体に拡大する。それにより、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で固形燃料化している可燃ごみ中の容器包装プラスチックを分離し、マテリアルリサイクルを目的とした資源化を進める。

硬質プラスチック製品、小型電化製品の分別収集については、家庭用日用品、小型電化製品に大量に使われているプラスチック、金属類について再資源化を行う。

粗大ごみについては、現在、彦根市で実施している粗大ごみの有料戸別収集を組合圏域全体へ拡大する。

なお、可燃物については、新たな施設により、熱回収を行うとともに、焼却灰中の金属類の回収に努める。

## イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物については、1市4町とも事業者が直接施設へ搬入するか、許可業者が収集して施設へ搬入している。排出の傾向として、彦根市は湖東地域の中心地として事業所や大規模店舗も多く、ごみ量全体に対する排出傾向が高い。

今後も排出事業者には、排出量の把握の方法、減量、資源化方法の例示、取組例などを紹介するとともに、事業所や店舗が多い彦根市を中心にごみ減量や適正分別、リサイクルの推進を指導することにより事業系一般廃棄物の減量化を図っていく。

## ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進める。

し尿および浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥は、彦根市においては肥料化している。他の4町の汚泥については、焼却処理している。

## エ 今後の処理体制の要点

- ◇可燃・不燃・粗大ごみとして処理されている廃棄物については、分別収集を徹底するなど、ごみ減量に努め、リサイクルに努める。
- ◇焼却処理される廃棄物については、焼却施設において熱回収（発電）を行う。
- ◇事業用大規模建築物の所有者等および多量排出事業者に対して減量化に対する指導を行い、事業系一般廃棄物の発生を抑制する。
- ◇人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進める。

表3 湖東地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成20年度）																今後（平成30年度）								
彦根市				愛荘町				豊郷町				甲良町				多賀町				分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)
分別区分	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績 (トン)			分別区分	処理方法	
燃やせるごみ	焼却	彦根市清掃センター	19,080	燃えるごみ	RDF	リバースセンター	3,004	燃えるごみ	RDF	リバースセンター	1,077	燃えるごみ	RDF	リバースセンター	1,082	燃えるごみ	RDF	リバースセンター	1,100	燃えるごみ	焼却	熱回収施設	(焼却灰) 大阪湾圏域 広域処理場	25,510
プラスチックごみ	埋立	彦根市清掃センター	1,689	燃えないごみ	埋立	愛知郡広域行政組合	132	燃えないごみ	埋立	彦根愛知大上 広域行政組合 中山投棄場	222	燃えないごみ	埋立	彦根愛知大上 広域行政組合 中山投棄場	175	燃えないごみ	埋立	彦根愛知大上 広域行政組合 中山投棄場	125	燃えないごみ	焼却	熱回収施設	(不燃残渣) 組合投棄場 (資源物) 再資源化	2,847
陶器類・その他	埋立	彦根愛知大上 広域行政組合 中山投棄場	2,170	粗大ごみ	破砕選別	委託	453	粗大ごみ	破砕選別	委託	276	粗大ごみ	破砕選別	委託	409	粗大ごみ	破砕選別	委託	194	粗大ごみ	破砕選別	(不燃残渣) 組合投棄場 (可燃物) 熱回収施設 (資源物) 再資源化	1,639	
粗大ごみ	破砕選別	彦根市清掃センター	57	缶・金属類	資源化	委託	65	缶・金属類	資源化	委託	43	缶・金属類	資源化	委託	17	缶・金属類	資源化	委託	15	缶・金属類	圧縮梱包	(売却)	445	
資源ごみ	缶・金属類	資源化	294	びん類	資源化	委託	91	びん類	資源化	委託	51	びん類	資源化	委託	63	びん類	資源化	委託	44	びん類	選別	(売却)	967	
	びん類	資源化	804	ペットボトル	資源化	委託	43	ペットボトル	資源化	委託	14	ペットボトル	資源化	委託	9	ペットボトル	資源化	委託	10	ペットボトル	圧縮梱包	(売却)	453	
	ペットボトル	資源化	238	—	—	—	—	白色トレイ	資源化	委託	1	トレイ	資源化	委託	1	白色トレイ	資源化	委託	1	容器包装プラスチック	圧縮梱包	(売却)	1,091	
	容器包装プラスチック	資源化	850	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	古紙	保管	(売却)	1,445	
	古紙・古布	資源化	(売却)	67	古紙	資源化	委託	4	乾電池	資源化	委託	2	乾電池	資源化	委託	1	乾電池	資源化	委託	3	古布	保管	(売却)	102
	乾電池	資源化	委託	27	乾電池	資源化	委託	4	乾電池	資源化	委託	2	乾電池	資源化	委託	1	乾電池	資源化	委託	3	乾電池	保管	委託	40
	廃食用油	資源化	委託	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃食用油	保管	委託	7
	紙パック	資源化	(売却)	8	紙パック	資源化	委託	1	紙パック	資源化	委託	—	紙パック	資源化	委託	—	紙パック	資源化	委託	2	紙パック	(売却)	(売却)	11
	新聞	資源化	(売却)	1,892	新聞	資源化	(売却)	48	新聞	資源化	(売却)	52	新聞	資源化	(売却)	128	新聞	資源化	(売却)	208	新聞	(売却)	(売却)	3,103
	雑誌	資源化	(売却)	853	雑誌	資源化	(売却)	34	雑誌	資源化	(売却)	23	雑誌	資源化	(売却)	52	雑誌	資源化	(売却)	115	雑誌	(売却)	(売却)	1,168
段ボール	資源化	(売却)	534	段ボール	資源化	(売却)	14	段ボール	資源化	(売却)	9	段ボール	資源化	(売却)	21	段ボール	資源化	(売却)	65	段ボール	(売却)	(売却)	902	
繊維類	資源化	(売却)	30	衣類	資源化	(売却)	18	衣類	資源化	(売却)	11	衣類	資源化	(売却)	13	ウエス	資源化	(売却)	39	繊維類	(売却)	(売却)	106	
集団回収	紙パック	資源化	(売却)	8	紙パック	資源化	委託	1	紙パック	資源化	委託	—	紙パック	資源化	委託	—	紙パック	資源化	委託	2	紙パック	(売却)	(売却)	11
集団回収	新聞	資源化	(売却)	1,892	新聞	資源化	(売却)	48	新聞	資源化	(売却)	52	新聞	資源化	(売却)	128	新聞	資源化	(売却)	208	新聞	(売却)	(売却)	3,103
	雑誌	資源化	(売却)	853	雑誌	資源化	(売却)	34	雑誌	資源化	(売却)	23	雑誌	資源化	(売却)	52	雑誌	資源化	(売却)	115	雑誌	(売却)	(売却)	1,168
	段ボール	資源化	(売却)	534	段ボール	資源化	(売却)	14	段ボール	資源化	(売却)	9	段ボール	資源化	(売却)	21	段ボール	資源化	(売却)	65	段ボール	(売却)	(売却)	902
	繊維類	資源化	(売却)	30	衣類	資源化	(売却)	18	衣類	資源化	(売却)	11	衣類	資源化	(売却)	13	ウエス	資源化	(売却)	39	繊維類	(売却)	(売却)	106

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分および処理体制で処理を行うため、表4のとおり、必要な処理施設の整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
(1)	(マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクルセンター))	(リサイクルセンター整備事業)	(53 t/日)	(未定)	(H34~H38)
(2)	(エネルギー回収推進施設 (熱回収施設))	(熱回収施設整備事業)	(154/日)	(未定)	(H34~H38)

※ 本計画の計画期間には含まれない。

(整備理由)

- 事業番号1 既存施設の老朽化への対処、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別および資源化の促進  
 事業番号2 既存施設の老朽化への対処、熱エネルギーの回収、有効利用の促進

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	設置予定地	直近の整備済 基数(基) (平成20年度)	整備計画 基数	整備計画 人口	事業期間
3	浄化槽設置 整備事業	彦根市	35	280	1,779	H23~H29
		多賀町	5	54	325	
		甲良町	0	1	5	H29
		合計	40	335	2,109	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の処理施設の整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	処理施設整備事業（事業番号1）に係る施設整備基本計画策定業務	施設整備基本計画	平成29年
	処理施設整備事業（事業番号1）に係る地質・測量調査業務	地質・測量調査	平成29年
	（処理施設整備事業（事業番号1）に係る生活環境影響調査業務 <sup>※1</sup> ）	（環境影響評価）	（平成30年～平成33年）
	（処理施設整備事業（事業番号1）に係る調査・設計業務 <sup>※2</sup> ）	（発注仕様書作成）	（平成32年～平成33年）
32	処理施設整備事業（事業番号2）に係る施設整備基本計画策定業務	施設整備基本計画	平成29年
	処理施設整備事業（事業番号2）に係る地質・測量調査業務	地質・測量調査	平成29年
	（処理施設整備事業（事業番号2）に係る生活環境影響調査業務 <sup>※1</sup> ）	（環境影響評価）	（平成30年～平成33年）
	（処理施設整備事業（事業番号2）に係る調査・設計業務 <sup>※2</sup> ）	（発注仕様書作成）	（平成32年～平成33年）

※1 本計画の計画期間には含まれない。

※2 本計画の計画期間には含まれない。

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

### ア 不法投棄対策（施策番号 4 1）

不法投棄防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について、市民および事業者に啓発を行うとともに、警察機関や地域市民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化する。

### イ 災害時の廃棄物処理に関する事項（施策番号 4 2）

災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、周辺自治体との連携体制を構築するとともに、国から示された「震災廃棄物対策指針」および「水害廃棄物対策指針」を参考に、「災害廃棄物処理計画」の立案を検討し、万一災害が発生した場合の迅速かつ適正な災害時の廃棄物処理を目指す。また、日頃から災害時における被害状況の情報収集とその連絡体制および責任分担等について、滋賀県内の市町村および一部事務組合において十分な協議を進める。

### ウ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発（施策番号 4 3）

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再生商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

## 4. 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

本地域は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国および滋賀県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価および計画の見直し

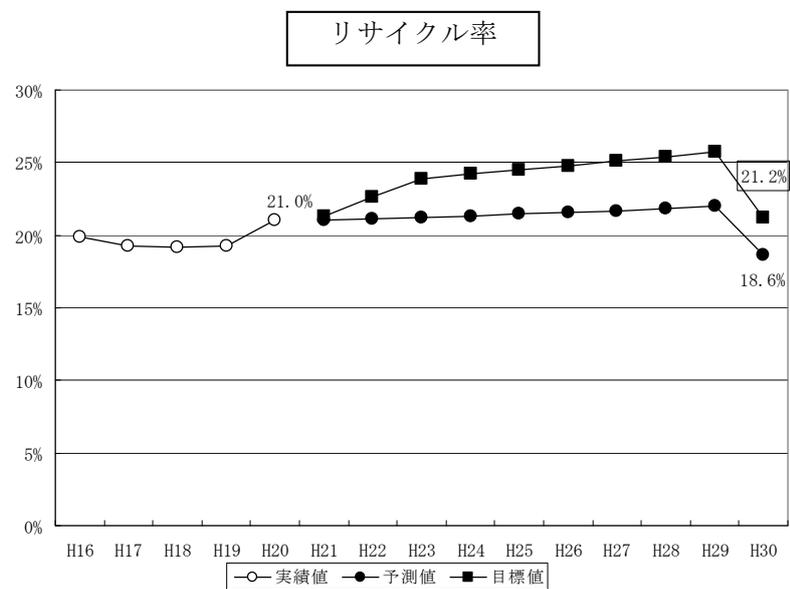
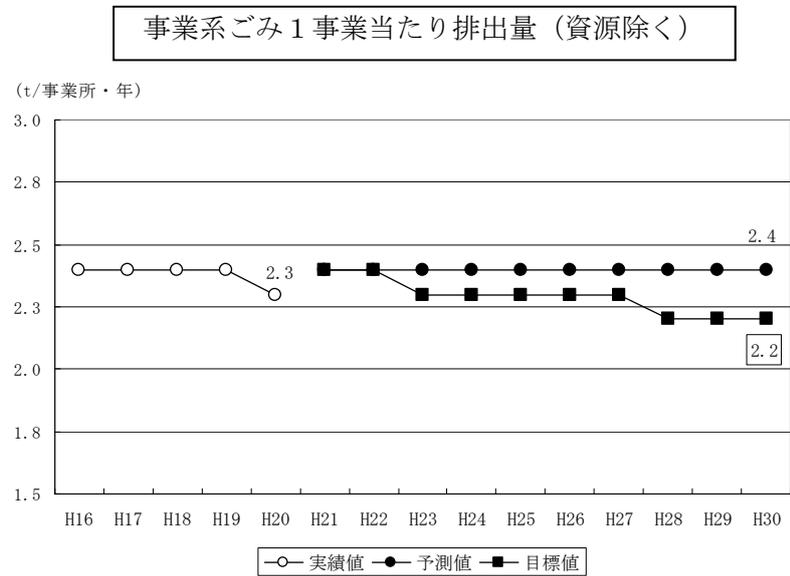
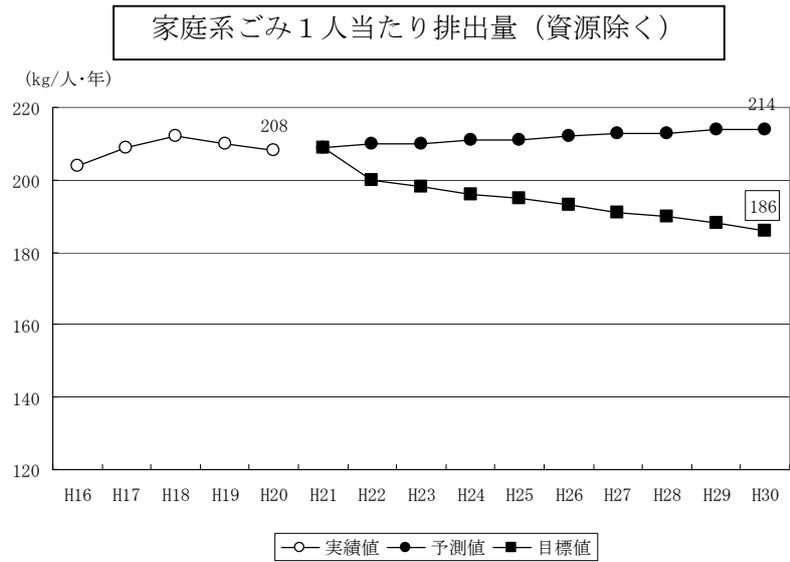
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

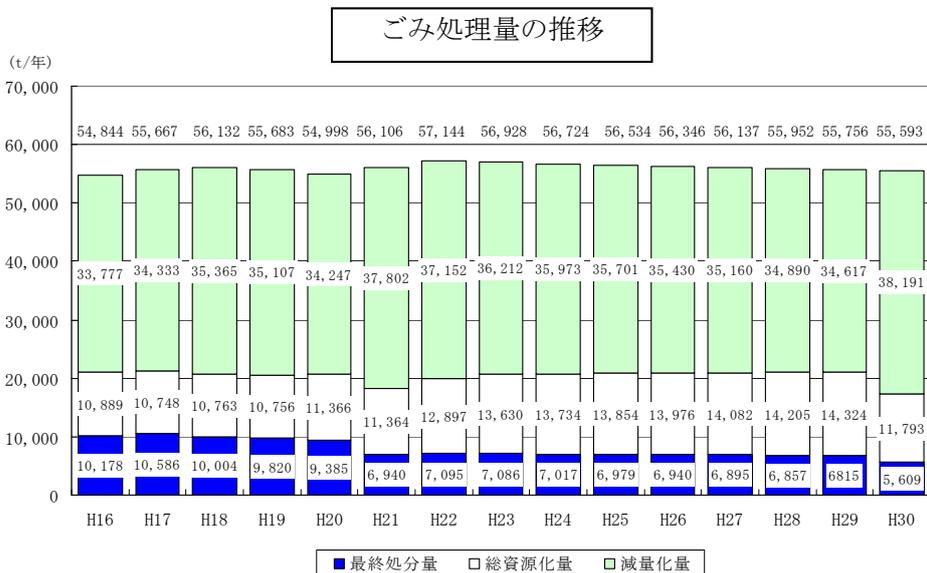
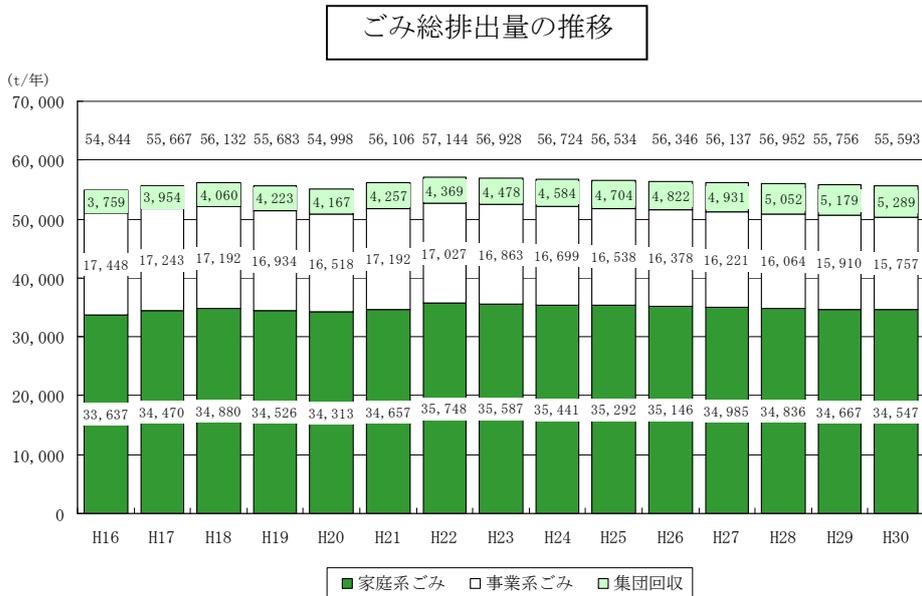
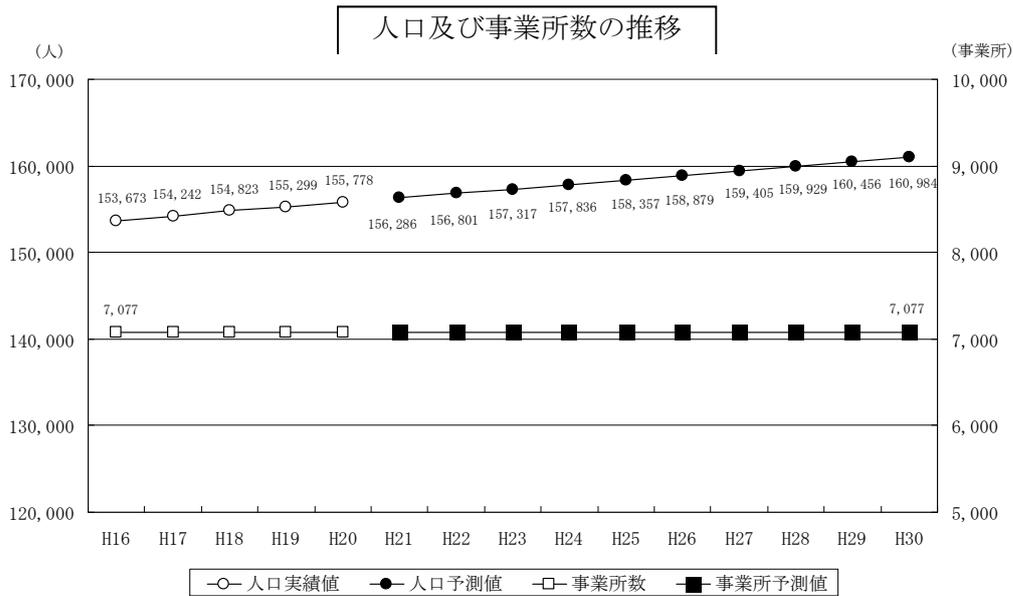
別添 1 地域内の施設の現状（位置図）



別添2 現状と目標のトレンドグラフ



### 別添3 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



別添4 家庭系ごみ分別区分

彦根市

項目	分別区分名称	収集回数	収集方法
可燃ごみ	燃やせるごみ	2回/週	指定専用袋
プラスチック類	プラスチックごみ	1回/週	指定専用袋
不燃物	埋め立てごみ	1回/月	指定専用袋
資源	粗大ごみ	申し込み制	指定なし
缶・金属類	缶・金属類	2回/月	コンテナ
ビン類	びん類	2回/月	コンテナ
ペットボトル	ペットボトル	随時	専用ボックス(網袋)
紙パック	紙パック	(一部の地域で試行回収)	
乾電池	使用済み乾電池	1回/月	中身の見える袋
廃食用油	廃食用油	随時	専用ボックス

愛荘町

項目	分別区分名称	収集回数	収集方法
可燃ごみ	燃えるごみ	2回/週	指定袋
不燃物	燃えないごみ	1回/月	指定袋
がれき類	ガレキ	隔月に1回	コンテナ・直接
ガラス類	ガラス類	8回/年	コンテナ
粗大ごみ	粗大ごみ	1回/年	指定なし
缶・金属類	金属	1回/月	コンテナ
その他金属類	金属	1回/月	コンテナ
ビン類	びん	1回/月	コンテナ
ペットボトル	ペットボトル	1回/月	ネット袋
牛乳パック	牛乳パック	随時	回収箱
乾電池	乾電池	随時	回収箱
新聞紙	新聞紙	6回/年	指定なし
雑誌	雑誌	6回/年	指定なし
ダンボール	ダンボール	6回/年	指定なし
古着	古着	6回/年	指定なし
廃食用油	廃食用油	6回/年	指定なし

豊郷町

項目	分別区分名称	収集回数	収集方法
可燃ごみ	燃えるごみ	2回/週	指定袋
プラスチック類	燃えないごみ	1回/月	指定なし
不燃物	燃えないごみ	1回/月	指定なし
がれき類	燃えないごみ	1回/月	指定なし
資源	粗大ごみ	1回/年	指定なし
非資源	粗大ごみ	1回/年	指定なし
缶・金属類	カン	1回/月	コンテナ
その他金属類	金属ごみ	2回/年	指定なし
ビン類	ビン	1回/月	コンテナ
ペットボトル	ペットボトル	1回/月	ネット袋
トレイ	トレイ	1回/月	ネット袋
紙類	資源回収	年6回(隔月)	指定なし
乾電池	乾電池	随時	持込回収
古着(ウエス)	ウエス	2回/年	指定なし
廃食用油	廃食用油	1回/月	回収ボックス

甲良町

項目	分別区分名称	収集回数	収集方法
可燃ごみ	燃えるごみ	1回/週 (7月～8月の第3・第4週のみ2回)	指定袋
プラスチック類	燃えないごみ	1回/月	指定なし
不燃物	燃えないごみ	1回/月	指定なし
がれき類	燃えないごみ	1回/月	指定なし
資源	粗大ごみ	2回/年	指定なし
非資源	粗大ごみ	2回/年	指定なし
缶類	資源ごみ	1回/月	コンテナ
ビン類	資源ごみ	1回/月	コンテナ
ペットボトル	資源ごみ	1回/月	ネット袋
トレイ	資源ごみ	1回/月	ネット袋
紙類	資源回収	PTA資源回収 年延べ5回	指定なし
乾電池	乾電池	随時持込	回収ボックス
古着	資源回収	1回/年	指定なし

多賀町

項目	分別区分名称	収集回数	収集方法
可燃ごみ	燃えるごみ	2回/週	指定袋
不燃物	燃えないごみ	2回/月	指定袋
がれき類	燃えないごみ	2回/月	指定袋
資源	粗大ごみ	2回/年	指定なし
非資源	粗大ごみ	2回/年	指定なし
缶・金属類	資源ごみ	1回/月	コンテナ
その他金属類	粗大ごみ	2回/年	指定なし
ビン類	資源ごみ	1回/月	コンテナ
ペットボトル	資源ごみ	1回/月	ネット袋
トレイ	資源ごみ	1回/月	ネット袋
紙類	資源回収	指定なし	指定なし
紙パック	資源ごみ	1回/月	指定袋
乾電池	乾電池	随時持込	回収ボックス
古着 (ウエス)	資源回収	指定なし	指定なし
廃食油	廃食油	1回/月	回収ボックス

## ごみ処理手数料

### 彦根市清掃センター(彦根市)

家庭系	燃やすごみ	40kg以下		免除
		40kgを超える場合	20kg	180円
	プラスチックごみ	20kg以下		免除
		20kgを超える場合	20kg	560円
	粗大ごみ	100kg以下		免除
		100kgを超える場合	20kg	400円
	缶・金属類・びん・ペットボトル・乾電池			無料
事業系	燃やすごみ		20kg	260円
	粗大ごみ(木製のみ)		20kg	400円

### リバースセンター(愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)

家庭系	燃えるごみ	20kg以下		免除
		20kgを超える場合	10kg	90円
	粗大ごみ (布団・カーペット類)	10kg以下		500円
		10kg以上	10kg	500円
事業系	燃えるごみ	40kg以下		750円
		40kgを超える場合	10kg	200円

### 中山投棄場(彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町)

家庭系	埋め立てごみ	5kg	5kg	40円
-----	--------	-----	-----	-----

※事業系の搬入なし

### 愛知郡清掃センター(愛荘町)

家庭系	不燃ごみ・粗大ごみ	10kg	10kg	100円
		1000kg未満	10kg	30円
	ガレキ類	1000kg以上	10kg	50円
事業系	不燃ごみ・粗大ごみ	10kg	10kg	200円
		1000kg未満	10kg	30円
	ガレキ類	1000kg以上	10kg	50円

## 別添5 現有処理施設の概要

### 【焼却処理施設】

施設名称	彦根市清掃センター ゴミ焼却場
所在地	彦根市野瀬町279-1
敷地面積	13,100 m <sup>2</sup>
処理能力	90t/8h
竣工年月	昭和52年3月、平成13年3月 (DXN改良工事)
燃焼設備	ストーカ式
排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式有害ガス除去装置

### 【RDF製造施設】

施設名称	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター
所在地	東近江市平柳町3-1
敷地面積	10,357.5 m <sup>2</sup>
処理能力	22t/7h
竣工年月	平成9年3月
処理方式	RMJ方式 (乾燥固化方式)

### 【粗大ゴミ処理施設】

施設名称	彦根市清掃センター 粗大ゴミ処理場
所在地	彦根市野瀬町279-1
敷地面積	13,100m <sup>2</sup> (ゴミ焼却場敷地内)
処理能力	50t/5h 破砕、磁力選別、アルミ選別
竣工年月	昭和54年9月
処理方式	圧縮二次剪断方式

### 【資源化施設】

施設名称	彦根市清掃センター 資源化施設
所在地	彦根市野瀬町279-1
敷地面積	13,100m <sup>2</sup> (ゴミ焼却場敷地内)
処理設備	缶選別圧縮装置
竣工年月	平成9年9月
処理能力	スチール缶 : 4.3t/5h アルミ缶 : 0.6t/5h
処理設備	びん選別装置
竣工年月	平成2年12月
処理能力	手選別
処理設備	ペットボトル圧縮梱包装置
竣工年月	平成13年7月
処理能力	1t/5h

【最終処分場】

施設名称	彦根愛知犬上広域行政組合 中山投棄場
所在地	彦根市中山町 381-1
埋立地面積	26,000m <sup>2</sup>
埋立容量	237,000m <sup>3</sup>
竣工年月	平成 10 年 3 月
工法	浸出水処理施設：有 遮水工：有

【し尿処理施設】

施設名称	彦根市清掃センター 衛生処理場
所在地	彦根市開出今町 1330
敷地面積	12,467 m <sup>2</sup>
処理能力	156kL/日
竣工年月	昭和 53 年 2 月
処理方式	好気性消化・活性汚泥、高度処理

【し尿処理施設】

施設名称	湖東広域衛生管理組合 豊楠苑
所在地	滋賀県犬上郡豊郷町大字八町 500
敷地面積	11,038m <sup>2</sup>
処理能力	80kL/日
竣工年月	昭和 54 年 10 月
処理方式	酸化処理方式、高度処理

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画統括表1 (平成21年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町地域	(2) 地域内人口	155,778人	(3) 地域面積	293.42km <sup>2</sup>
156,434人 (平成28年12月1日)					
(4) 構成市町村等名	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(5) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					
① 組合を構成する市町村:	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 (彦根愛知犬上広域行政組合)	② 設立年月日:	平成 22年3月1日	③ 設立	許可予定

2. 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成30年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	17,448	17,243	17,192	16,934	16,518	12,525	15,757 (H20比 -4.6%)
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	1.7	2.2 (H20比 -4.3%)
	家庭系 総排出量 (トン)	33,637	34,470	34,880	34,526	34,313	33,030	34,547 (H20比 0.7%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	204	209	212	210	208	214	186 (H20比 -10.6%)
	合計 事業系家庭系排出量 (トン)	51,085	51,713	52,072	51,460	50,831	45,555	50,304 (H20比 -1.0%)
再生利用量	直接資源化量 (トン)	215	134	36	40	189	427	47
	(%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.4%)	(0.9%)	(0.1%)
	総資源化量 (トン)	10,889	10,748	10,763	10,756	11,531	11,579	11,793
	(%)	(19.9%)	(19.3%)	(19.2%)	(19.3%)	(21.0%)	(20.6%)	(21.2%)
熱回収量	(熱回収量) 年間の発電電力量 MWh	—	—	—	—	—	—	9,000
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差トン)	33,777	34,333	35,321	35,041	34,008	30,105	38,191
	(%)	(66.1%)	(66.4%)	(67.8%)	(68.1%)	(66.1%)	(59.2%)	(75.9%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	10,178	10,586	10,048	9,886	9,459	7,684	5,609
	(%)	(19.9%)	(20.5%)	(19.3%)	(19.2%)	(18.6%)	(16.9%)	(11.2%)

※ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。(本文を参照)

3. 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新廃止 予定年月	更新、廃止 理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
リサイクルセンター (マテリアルリサイクル推進施設)	彦根愛知犬上 広域行政組合	彦根市粗大ごみ処理場 (圧縮二次剪断方式)	有	50t/5H	S54.9	H38.8	老朽化 能力不足 集約化	破碎、選別	H38.9	53 t/日	
		彦根市資源化施設	無	4.9t/5H	H9.9			選別、圧縮			
		缶選別圧縮設備	無	-	H2.12			選別、圧縮			
		びん選別設備	無	1t/5H	H13.7			選別、圧縮			
熱回収施設 (エネルギー回収推進施設)	彦根愛知犬上 広域行政組合	彦根市パッチ式ごみ焼却場	有	90t/8H	S52.3	H38.8	老朽化 エネルギー回収 集約化	連続運転式	H38.9	154t/日	
		湖東広域衛生管理組合 R D F 化施設	有	22t/7H	H9.3						
し尿処理施設	彦根市	嫌気性消化・活性汚泥 高度処理	有	156KL/日	S53.2	—	—	—	—	—	
	湖東広域衛生 管理組合	酸化処理方式 高度処理	有	80KL/日	S54.10	—	—	—	—	—	
最終処分場	彦根愛知犬上 広域行政組合	管理型	有	237,000m <sup>3</sup>	H10.3	—	—	—	—	—	

※ 計画地域内の施設の状況 (現況、予定) を地図上に示したものを添付。

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標	備考
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成30年度	
総人口		153,673	154,242	154,823	155,299	155,784	160,984	
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	76,825	83,973	91,312	95,425	101,259	118,874	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	50.0%	54.5%	59.0%	61.4%	65.0%	73.8%	
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	5,209	5,141	5,094	5,102	5,199	5,186	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.5%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.2%	
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	23,867	22,400	22,021	21,725	22,059	14,754	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	15.5%	14.5%	14.2%	14.0%	14.2%	9.2%	
単 独 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	11,171	9,745	9,243	8,938	8,075	6,404	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7.3%	6.3%	6.0%	5.8%	5.2%	4.0%	
未 処 理 人 口	汚水衛生処理人口	36,601	32,983	27,153	24,109	19,192	15,766	
		23.8%	21.4%	17.5%	15.5%	12.3%	9.8%	

5. 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定施設の内容		
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次
浄化槽設置整備事業	彦根市	1,409基	3,838人	昭和62年4月	280基	1,779人	平成30年度
浄化槽設置整備事業	多賀町	115基	437人	平成4年4月	54基	325人	平成30年度
浄化槽設置整備事業	甲良町	189基	558人	昭和60年4月	1基	5人	平成30年度



様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画								備考			
					開始	終了		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度					
発生抑制・再 使用の推進に 関するもの	11	ごみ処理費用の有 料化	事業系一般廃棄物は従量制により課金をしている。 随時、ごみ処理手数料の見直しを行う。 家庭系一般廃棄物は、ごみ処理費用の有料化を検討する。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		事業系一般廃棄物は従量制料金、随時手数料の見直し 家庭系一般廃棄物のごみ処理手数料は有料化の検討											
	12	買い物袋持参運動 の推進	買い物袋持参率向上に向けて、1市4町全域で住民、事業 者、大規模小売店舗等との連携によりキャンペーン等を実 施する。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		キャンペーン等の実施											
	13	過剰包装抑制の推 進	過剰包装の抑制を業界等へ要望、店舗への啓発等の強化を 図る。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		啓発等の強化											
	14	環境教育、普及及 啓発の充実	施設見学の開催、イベント開催、環境教育、出前講座を実 施し、環境教育、普及啓発を展開する。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		各事業の継続											
	15	生ごみの減量化	生ごみの減量のために、菌を利用し堆肥化する簡易生ごみ 処理方法の普及拡大、生ごみ処理器に対する助成制度の普 及拡大を継続して行う。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		普及拡大											
	16	廃食用油回収の促 進	家庭から発生する廃食用油については、BDF化による再 生利用のために、甲良町を除く1市4町で拠点での回収を 行っている。そのうち、彦根市と多賀町では精製されたB DFを一部の公用車に使用している。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		回収拠点の拡大											
	17	集団回収の促進	集団回収活動の助成制度の普及および充実を図る。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		助成制度の充実											
	18	グリーン購入の促 進	構成市町で行っているグリーン購入をさらに徹底すると ともに、住民や事業者に対しグリーン購入促進の普及啓発に 努める。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		購入促進											
	19	多量排出事業者へ の減量指導	一定規模以上（1,000㎡以上の店舗面積）の事業所、または 多量（排出量が57月を越える）に排出する事業所に対して、 ごみの減量化、再使用の推進に対する指導を行う。 また、平成24年度から事業系廃棄物減量計画の提出、実践 を求めていく。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		減量計画書の提出・実施 減量指導											
	20	生活排水対策	・広報活動の実施 ・廃油ポット、三角コーナネット、 ふき取り紙等の排出抑制用品の普及 ・公共下水道の整備および水洗化の促進 ・下水道および農業集落排水整備計画外 地域に係る合併処理浄化槽の整備 ・単独処理浄化槽（みなし浄化槽）の合併 処理浄化槽への転換指導	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		各事業の継続											
処理施設の整 備に関するもの	(1)	(マテリアルリサイ クル推進施設（リ サイクルセン ター）の整備)	(彦根愛知 大上広域 行政組合)	(H34)(H38)		○*											関連 事業 21		
	(2)	(エネルギー回収推 進施設（熱回収施 設）の整備)	(彦根愛知 大上広域 行政組合)	(H34)(H38)		○*											関連 事業 21		
	3	合併処理浄化槽整 備	彦根市 多賀町 甲良町	H23 H29	H29 H29		○										合併浄化 槽整備		
処理体制の構 築、変更に関 するもの	21	施設整備に伴う分 別区分の変更	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H29	H38											区分の 検討			
施設整備に係 る計画支援に 関するもの	31	1の計画支援	施設整備基本計画	彦根愛知 大上広域 行政組合	H29	H29		○									基本計画	関連 事業 1	
			地質・測量調査	彦根愛知 大上広域 行政組合	H29	H29		○									地質・測量		
			(生活環境影響評価)	(彦根愛知 大上広域 行政組合)	(H30)(H33)		(○*)												
			(調査・設計)	(彦根愛知 大上広域 行政組合)	(H32)(H33)		(○*)												
	32	2の計画支援	施設整備基本計画	彦根愛知 大上広域 行政組合	H29	H29		○									基本計画		関連 事業 2
			地質・測量調査	彦根愛知 大上広域 行政組合	H29	H29		○									地質・測量		
			(生活環境影響評価)	(彦根愛知 大上広域 行政組合)	(H30)(H33)		(○*)												
			(調査・設計)	(彦根愛知 大上広域 行政組合)	(H32)(H33)		(○*)												
その他	41	不法投棄対策	不法投棄防止のための監視強化を実施する。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		監視強化											
	42	災害時の廃棄物処 理に関する事項	周辺地域の自治体との連携体制の構築を図り、円滑かつ適 正に処理できる体制の整備を強化していく。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		体制整備・強化											
	43	廃家電のリサイク ルに関する普及啓 発	特定家庭用機器再生商品化に基づく適切な回収、再商品化 がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及 啓発を行う。	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	H23	H29		普及・啓発											

※1 本計画の計画期間には含まない。

## 施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	(彦根愛知犬上広域行政組合)
(2) 施設名称	(リサイクルセンター)
(3) 工期	(平成34年度～平成38年度)
(4) 施設規模	(処理能力 53t/日)
(5) 処理方式	(不燃ごみ・粗大ごみ 破碎・選別)
(6) 地域計画内の役割	(既存施設の老朽化への対処、不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別および資源化の促進)
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無 <b>未定</b>
(8) 事業計画額	(2,544,000千円)

※ 本計画期間には実施しない。

## 施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	(彦根愛知犬上広域行政組合)
(2) 施設名称	(熱回収施設)
(3) 工期	(平成34年度～平成38年度)
(4) 施設規模	(処理能力 154t/日 (77t/日×2炉))
(5) 形式および処理方式	未定
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率10%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率10%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	(既存施設の老朽化への対処、熱回収の推進および資源化の促進)
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無 <input checked="" type="radio"/> 未定
(9) スラグの利用計画	未定
(10) 事業計画額	(7,238,000千円)

※ 本計画期間には実施しない。

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	彦根市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	(目的) 公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全、公衆衛生の保全。 (内容) 浄化槽法第4条第1項の規定に基づく構造基準に適合する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均)以下の機能を有するとともに、「浄化槽整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあたっては、同指針に適合する浄化槽を整備する。
(4) 事業期間	平成 23 年度 ～ 平成 29 年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域の地域 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する地域 水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付金対象事業費 107,601 千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (1,779 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業費
5人槽	107 基 (535 人分)	基	35,524	35,310	35,310
6～7人槽	162 基 (1,134 人分)	基	67,068	66,582	66,582
8～10人槽	11 基 (110 人分)	基	6,028	5,709	5,709
11～20人槽	基 ( 人分)	基			
21～30人槽	基 ( 人分)	基			
31～50人槽	基 ( 人分)	基			
51人槽以上	基 ( 人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	280 基 (1,779 人分) 改築を除く	基	108,620	107,601	107,601

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業費
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
事務費等					
合計	基 (人分)	基			

○事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較  
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口： 人 市町村世帯数： 世帯

対象地域人口： 人 対象地域世帯数： 世帯

区分	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で整備した場合				

※ 施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	多賀町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	(目的) 公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全、公衆衛生の保全。 (内容) 浄化槽法第4条第1項の規定に基づく構造基準に適合する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均)以下の機能を有するとともに、「浄化槽整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあたっては、同指針に適合する浄化槽を整備する。
(4) 事業期間	平成 23 年度 ～ 平成 29 年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域の地域 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する地域 水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付金対象事業費 21,632 千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (325 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業費
5人槽	17 基 (51 人分)	基	5,644	5,644	5,644
6～7人槽	32 基 (224 人分)	基	13,248	13,248	13,248
8～10人槽	5 基 (50 人分)	基	2,740	2,740	2,740
11～20人槽	基 ( 人分)	基			
21～30人槽	基 ( 人分)	基			
31～50人槽	基 ( 人分)	基			
51人槽以上	基 ( 人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	54 基 (325 人分)	基	21,632	21,632	21,632
	改築を除く				

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業費
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
事務費等					
合計	基 (人分)	基			

○事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較  
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口： 人 市町村世帯数： 世帯

対象地域人口： 人 対象地域世帯数： 世帯

区分	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で整備した場合				

※ 施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	甲良町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	(目的) 公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全、公衆衛生の保全。 (内容) 浄化槽法第4条第1項の規定に基づく構造基準に適合する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l(日間平均)以下の機能を有するとともに、「浄化槽整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあたっては、同指針に適合する浄化槽を整備する。
(4) 事業期間	平成 29 年度 ～ 平成 29 年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域の地域 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する地域 水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付金対象事業費 332 千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (5人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業費
5人槽	1基 (5人分)	基	332	332	332
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	1基 (5人分) 改築を除く	基	332	332	332

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業費
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
事務費等					
合計	基 (人分)	基			

○事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較  
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口： 人 市町村世帯数： 世帯

対象地域人口： 人 対象地域世帯数： 世帯

区分	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で整備した場合				

※ 施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

## 計画支援概要

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	彦根愛知犬上広域行政組合			
(2) 事業目的	リサイクルセンター整備のため			
(3) 事業名称	処理施設 整備事業 (事業番号1) に係る施設整備 基本計画策定業務	処理施設 整備事業 (事業番号1) に係る地質・ 測量調査業務	(処理施設 整備事業 (事業番号1) に係る生活環境 影響調査業務※1)	(処理施設 整備事業 (事業番号1) に係る調査・設計業務※1)
(4) 事業期間	平成 29 年度	平成 29 年度	(平成 30～33 年度)	(平成 32～33 年度)
(5) 事業概要	施設基本計画	地質・測量調査	(生活環境影響調査)	(基本設計・発注仕様書)
(6) 事業計画額	8,583 千円	10,456 千円	(157,500千円)	(4,200 千円)

※1 本計画期間には実施しない。

(1) 事業主体名	彦根愛知犬上広域行政組合			
(2) 事業目的	熱回収施設整備のため			
(3) 事業名称	処理施設 整備事業 (事業番号2) に係る施設整備 基本計画策定業務	処理施設 整備事業 (事業番号2) に係る地質・ 測量調査業務	(処理施設 整備事業 (事業番号2) に係る生活環境 影響調査業務※1)	(処理施設 整備事業 (事業番号2) に係る調査・設計業務※1)
(4) 事業期間	平成 29 年度	平成 29 年度	(平成 30～33 年度)	(平成 32～33 年度)
(5) 事業概要	施設基本計画	地質・測量調査	(生活環境影響調査)	(基本設計・発注仕様書)
(6) 事業計画額	11,613 千円	20,944 千円	(210,000千円)	(10,500 千円)

※1 本計画期間には実施しない。